

八幡市高齢者健康福祉計画 介護保険事業計画（第6期）

概要版



平成27年3月
八幡市

計画の策定にあたって

計画の目的

◆ 背景 ◆

我が国の高齢化は、団塊の世代の高齢化により、急速に進行し、65歳以上の高齢者人口は、平成37(2025)年には3,657万人となり、平成54(2042)年にはピーク(3,878万人)を迎えると予測されています。

また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は今後も上昇を続け、平成67(2055)年には、25%を超える見込みとなっています。これに伴い、ひとり暮らしや高齢夫婦世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者も大幅に増加することが予測されています。

◆ これまでの取り組み ◆

このように全国的に高齢化が進行するなか、国は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向け、平成23年6月に介護保険法の一部改正を行いました。本市においても、國の方針を踏まえて地域包括ケアシステムの構築を目指して、平成24年3月に「八幡市高齢者健康福祉計画及び介護保険事業計画(平成24～26年度)」(以下、「第5期計画」という。)を策定し、関連施策を推進してきました。

◆ 目的 ◆

今般、国では今後のさらなる高齢化を見据えて介護保険制度の大幅な改正を行い、市町村が策定する第6期介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を見据えて、第5期計画で開始した地域包括ケアの取り組みをより一層充実・強化することを求めていきます。

本市は、このような国の制度改正の主旨やこれまでの本市における高齢者福祉及び介護保険事業の取り組みを踏まえ、平成37(2025)年までの中長期的視点を持って地域包括ケアシステムの確立を図ることを目的として、本計画を策定します。

計画の期間

本計画の期間は、介護保険法の規定に基づき、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの3か年とします。

ただし、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年までの中長期的な視点に立って、本計画期間内の各種施策の方針を定めることとします。

日常生活圏域の設定

本市における日常生活圏域は中学校区域とします。

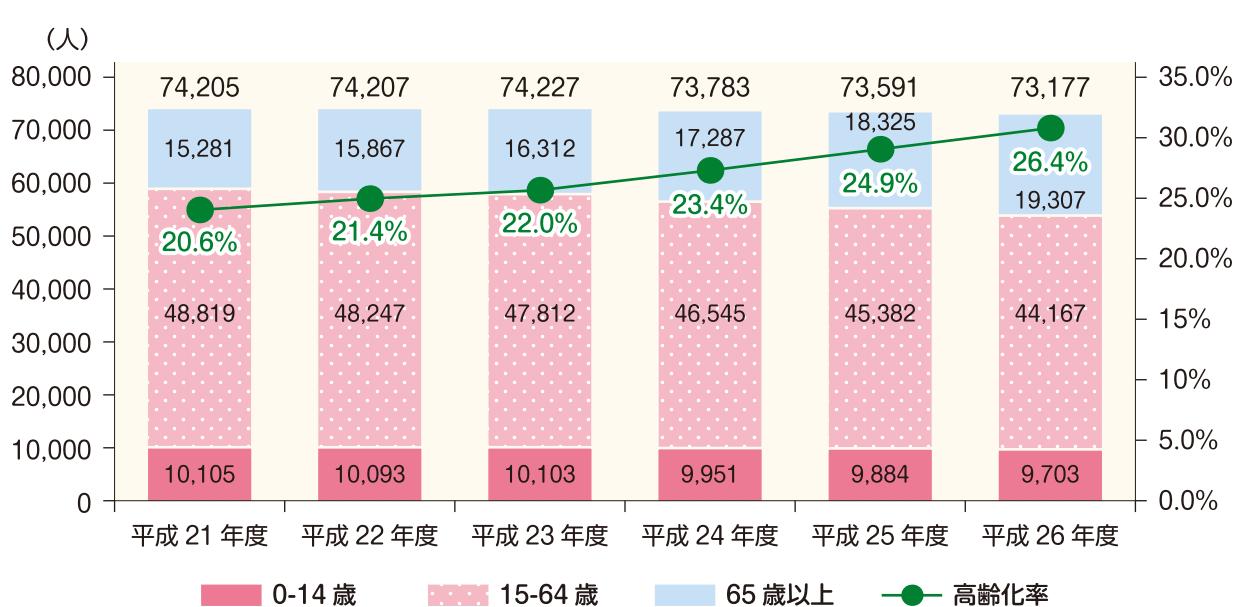
どの圏域においても安心して暮らし続けられるよう、より身近な場所で医療・介護・福祉が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアを推進します。

高齢者を取り巻く状況

1) 人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しており、平成 21 年度に 74,205 人であったのが平成 26 年には 73,177 人となっています。

65歳未満の人口が減少する一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、平成 26 年度の高齢化率(総人口に対する高齢者人口の割合)は 26.4%と、この6年間で 5.8 ポイント上昇しています。



2) アンケート調査結果

今後の本市の高齢者保健福祉施策や介護保険制度の運営に資する基礎資料を得るために市内 65 歳以上の高齢者へ全数調査（総数 17,518 件）を実施しました。

- 実施時期：平成 25 年 12 月 5 日（木）から 12 月 27 日（金）まで
- 有効回答数：11,423 件 有効回答率：65.2%

【結果概要】

- 介護・介助が必要になった主な原因として整形・外科系疾患（骨折など）が高い
- 自分自身の健康に対する不安の割合が高い
- 介護が必要な状態にならないように予防することについての関心は高いが、介護予防事業の参加には結びついていない
- 介護予防事業を開催するにあたっては、時間や場所、関心の高い内容（足腰を弱らせないようにするための体操教室、認知症にならないための教室）に応じた対応が求められる
- 自宅での生活を続けるにあたっては「24 時間、いつでも連絡をすれば相談に応じてもらえる、必要に応じて訪問してもらえる」支援が望まれている など

基本理念、基本目標

基本理念

第5期計画においては、高齢者が経験や能力を生かしながら、元気に暮らせる環境を整えること、また、介護や医療が必要になったときも、適切で十分なサービスが保証され、安心して高齢期の生活を設計することができることに視点を設定し“健康いきいき、助け合いの心あふれるまち”の実現のため取り組みを進めてきましたが、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据えた時点においても、その視点は引き続き大切になることから、第5期計画において設定した基本理念を本計画においても継承します。

『健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡』

基本目標

基本目標1 地域包括ケアの推進

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する平成37（2025）年度までの間に、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケア体制の整備に向けた取り組みを推進します。

基本目標の方向性

- 1) ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の機能強化
- 2) 地域福祉ネットワーク活動の推進
- 3) 相談体制と情報提供の充実
- 4) 医療と介護の連携

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

今回の介護保険法の改正により見直しが行われた介護予防・日常生活支援総合事業等を活用し、専門的なサービスに加え、健康な高齢者を含む地域住民やNPOなど多様な主体による新たなサービスの提供を図るなど、要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進するとともに、重度化防止に努めるための介護予防サービスの充実など、予防重視型システムの発展を図ります。

基本目標の方向性

- 1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進
- 2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

基本目標3 社会参加と生きがいづくりの促進

高齢者が年齢や性別にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍したり、学習成果を活かしたりできるよう、高齢期になっても市民が仲間づくりや世代間交流、文化・スポーツ・レクリエーション活動など、地域活動の機会が得られるような市民が支え合う地域環境づくりに努めます。さらに、団塊の世代が高齢期を迎えることに対応した社会参加の場づくりを進めます。

基本目標の方向性

- 1) 生涯学習の推進
- 2) 社会参加の推進
- 3) 雇用・就労対策の促進

基本目標4 認知症対策の推進と家族介護者への支援

認知症になっても、高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の予防・早期発見・早期対応から、認知症高齢者及び家族への支援を行うとともに、すべての人に対し認知症に関する知識の普及啓発を含めた権利擁護の推進を図るなど、認知症高齢者を支える施策を総合的に推進します。

基本目標の方向性

- 1) 認知症支援の充実
- 2) 権利擁護の推進
- 3) 介護者への支援

基本目標5 安心して暮らし続けられる生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者一人ひとりにあった住まいの提供や生活環境のバリアフリー化等の取り組みを推進し、日常生活で支援や介護が必要となっても、これまで通りの生活をすることができる環境を整備します。

また、災害等の緊急時においても、必要な情報や支援を得られる体制づくりを進めます。

基本目標の方向性

- 1) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり
- 2) 防災・防犯・交通安全対策の推進
- 3) 生活支援サービスの推進

基本目標6 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

高齢者や家族が安心して介護保険サービスを利用できるように、サービス提供体制の充実を図るとともに、利用者本位の視点に立ち、介護保険制度や介護保険サービスが適切に運用されることにより、持続可能な制度として推進されるように努めます。

基本目標の方向性

- 1) 介護保険サービス提供体制の充実
- 2) 介護サービスの質の向上と適正な運営

重点推進項目

本計画では、アンケート結果等から得られた課題に関する施策について、取り組みを充実していくとともに、地域包括ケアシステム実現のために必要となる地域のネットワークの強化を図り、「健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡」となるよう、特に重点的に推進する項目を定めます。

重点推進項目1

生きがいづくりと健康づくりの推進

高齢者が健康でいきいきといつまでも暮らしていくよう、生涯学習、社会参加、雇用・就労対策などの充実を図り、精神的にも身体的にもできるだけ健康で、誰もが生きがいをもち、いきいきとした生活が続けられるよう健康づくりに資する施策の充実に努めます。

重点推進項目2

介護予防の推進と認知症対策の充実

元気な時からの介護予防施策に加えて、要介護状態に陥る可能性のある高齢者へのニーズに応じたサービスや参加機会の提供などにより、高齢者の介護予防の推進を図ります。

重点推進項目3

多様な介護保険サービスの提供と質の向上

可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らしていくよう、事業所や団体等と連携を図り、量・質の向上、さらには利用者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。

重点推進項目4

地域のネットワークの強化

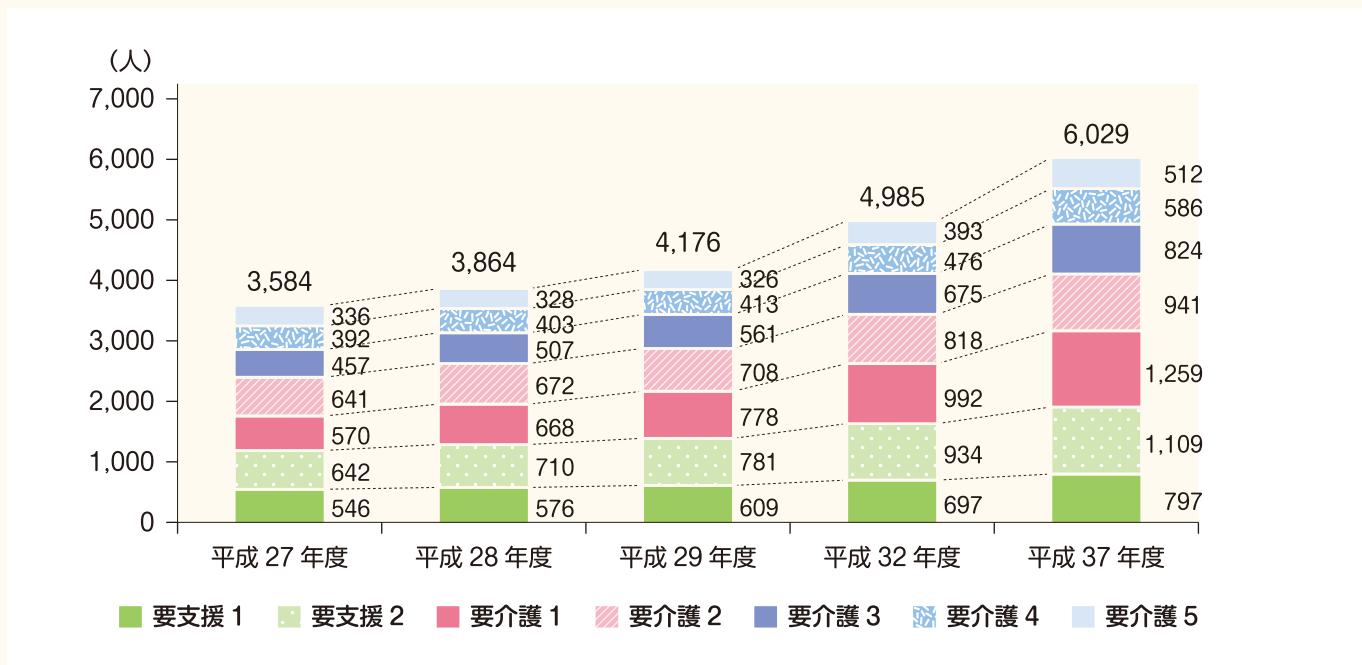
今後、後期高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加していく中で、さらなる地域のネットワークの強化に向けて、地域で高齢者を支えるシステムの中核機関として位置づけられる、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の機能強化を図り、様々な地域資源が連携するネットワークの構築を推進します。

介護保険事業計画

要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計を行ったところ、要支援・要介護認定者数は年々増加しており、第6期計画末の平成29年度には4,176人と、平成27年度からの2年間で592人増加が見込まれ、さらに平成37年度には6,029人まで増加する見込みです。

また、平成27年度から平成37年度の要介護度別の伸びをみると、要介護1がその他の要介護度と比較して多く増加する見込みとなっています。



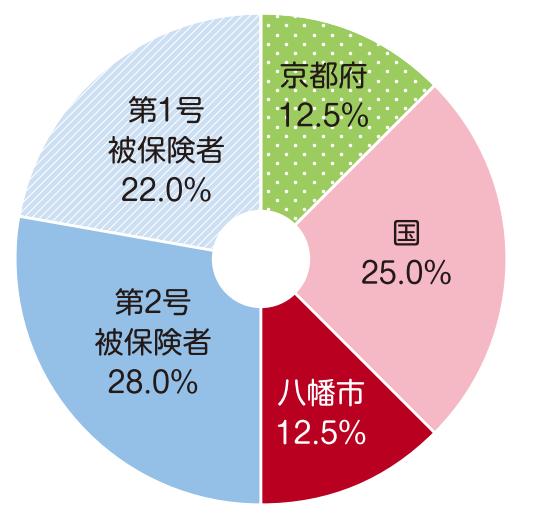
介護保険サービス等の見込み

1) 介護給付費の財源構成

介護給付費の利用者負担（1割）を除いた財源構成は第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料、第2号被保険者（40～64歳までの人の保険料、公費（国、京都府、八幡市）で分担する仕組みになっています。

平成27年度からの第6期計画期間中、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率に基づき、政令で規定される割合が、第1号被保険者の負担割合は22%と1ポイント上昇、第2号被保険者の負担割合は28%と1ポイント減少しました。

第6期



2) 介護サービス等の給付費の見込み

介護給付費の推移をみると、介護給付では各年増加傾向で推移し、第6期計画最終年の平成29年度には4,815,000千円になる見込みとなっています。予防給付費では平成28年度までは増加傾向で推移する見込みですが、平成29年度までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行するため、平成29年度では減少が見込まれています。しかし、総給付費では増加が見込まれており、平成27年度の第6期計画初年度からは526,800千円の増加が見込まれます。

■ 介護給付費

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 居宅サービス 訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護など	1,788,500	1,877,800	2,017,100
(2) 地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護など	275,500	435,000	531,700
(3) 住宅改修	14,900	15,800	15,800
(4) 居宅介護支援	201,300	215,800	230,100
(5) 介護保険施設サービス 介護老人福祉施設など	1,724,800	1,759,900	1,783,700
介護給付費計	4,005,000	4,304,300	4,578,400

■ 介護予防給付費

(単位：千円)

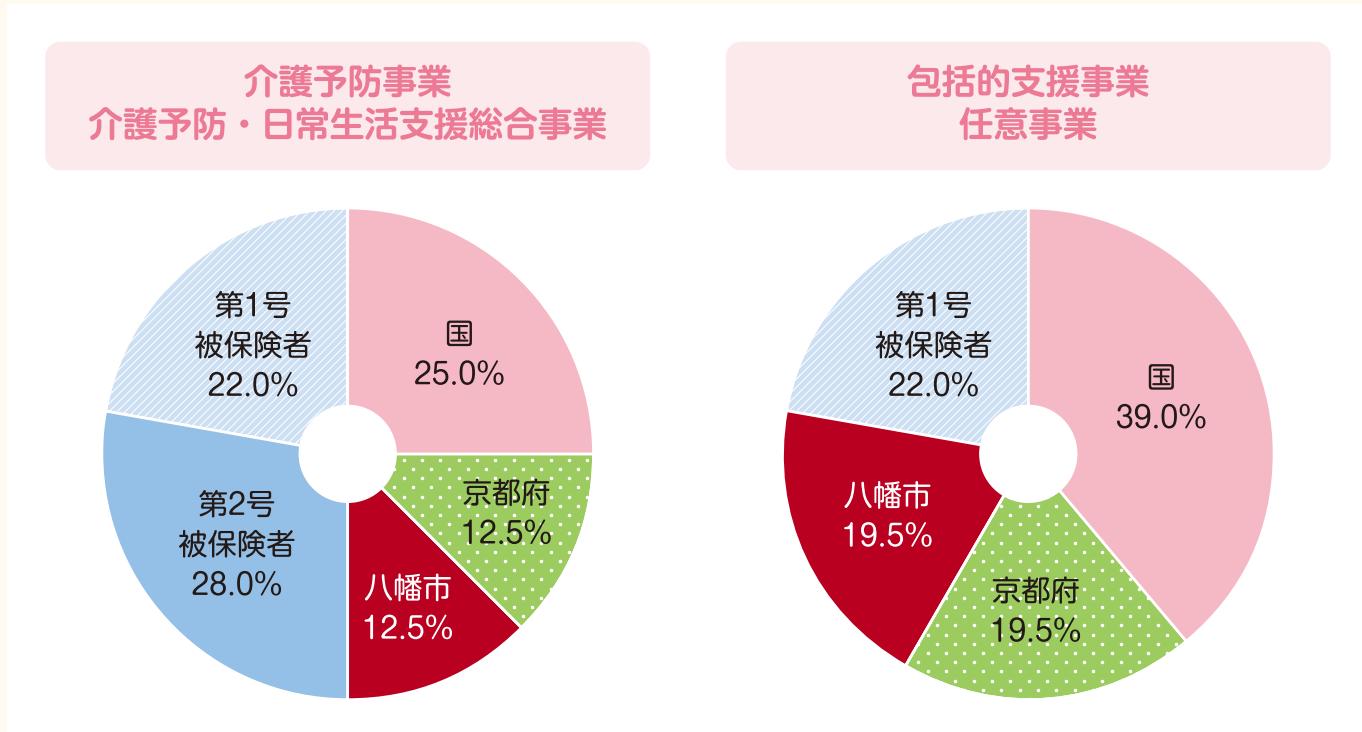
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 介護予防サービス 介護予防訪問介護、介護予防通所介護など	233,700	242,500	182,700
(2) 地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護など	4,400	4,600	4,600
(3) 住宅改修	15,400	16,100	16,500
(4) 介護予防支援	29,700	31,200	32,800
予防給付費計	283,200	294,400	236,600



詳細は「みんなのあんしん介護保険」、「八幡市地域支援事業等サービスガイド」をご覧ください!

3) 地域支援事業の財源構成

地域支援事業の財源構成では、介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業は費用の 50%を第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料で賄い、残りの 50%を国 25%、京都府 12.5%、八幡市 12.5%の割合で、公費で賄います。一方、包括的支援事業、任意事業については、費用の 22.0%が第1号被保険者の保険料で賄い、残りの 78%を国 39.0%、京都府 19.5%、八幡市 19.5%の割合で、公費で賄います。



4) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は、介護保険事業計画において定める各年度の保険給付費見込額に、各年度 3.0%を乗じて得た額の範囲内と国で定められています。

なお、予防給付のうち訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行する平成 29 年度については、国が定める上限管理の範囲内で、介護予防・日常生活支援総合事業に必要な事業費を算出します。

■ 地域支援事業費

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防・日常生活支援総合事業	15,000	23,060	85,360
包括的支援・任意事業	65,000	76,740	78,140
地域支援事業総額	80,000	99,800	163,500

介護保険料の設定

① 第6期介護保険事業計画期間内の基準月額保険料 年額 63,340 円
(月額 5,279 円)

② 所得段階別の負担割合と年額保険料

区分	負担割合	年額保険料
第1段階 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の方	基準額×0.40	25,330 円
第2段階 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.65	41,170 円
第3段階 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が120万円を超える方	基準額×0.70	44,330 円
第4段階 ・本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	57,000 円
第5段階 ・本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超える方	基準額×1.00	63,340 円
第6段階 ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の方	基準額×1.08	68,400 円
第7段階 ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	基準額×1.25	79,170 円
第8段階 ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	95,010 円
第9段階 ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	101,340 円
第10段階 ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.80	114,010 円
第11段階 ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.00	126,680 円
第12段階 ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.20	139,340 円
第13段階 ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	基準額×2.30	145,680 円
第14段階 ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額×2.35	148,840 円
第15段階 ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1000万円未満の方	基準額×2.40	152,010 円
第16段階 ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の方	基準額×2.45	155,180 円

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、平成27年度より第1段階の負担割合を軽減しております。また、平成29年度より非課税世帯（第1段階から第3段階）に対し、負担割合の軽減を実施する予定です。

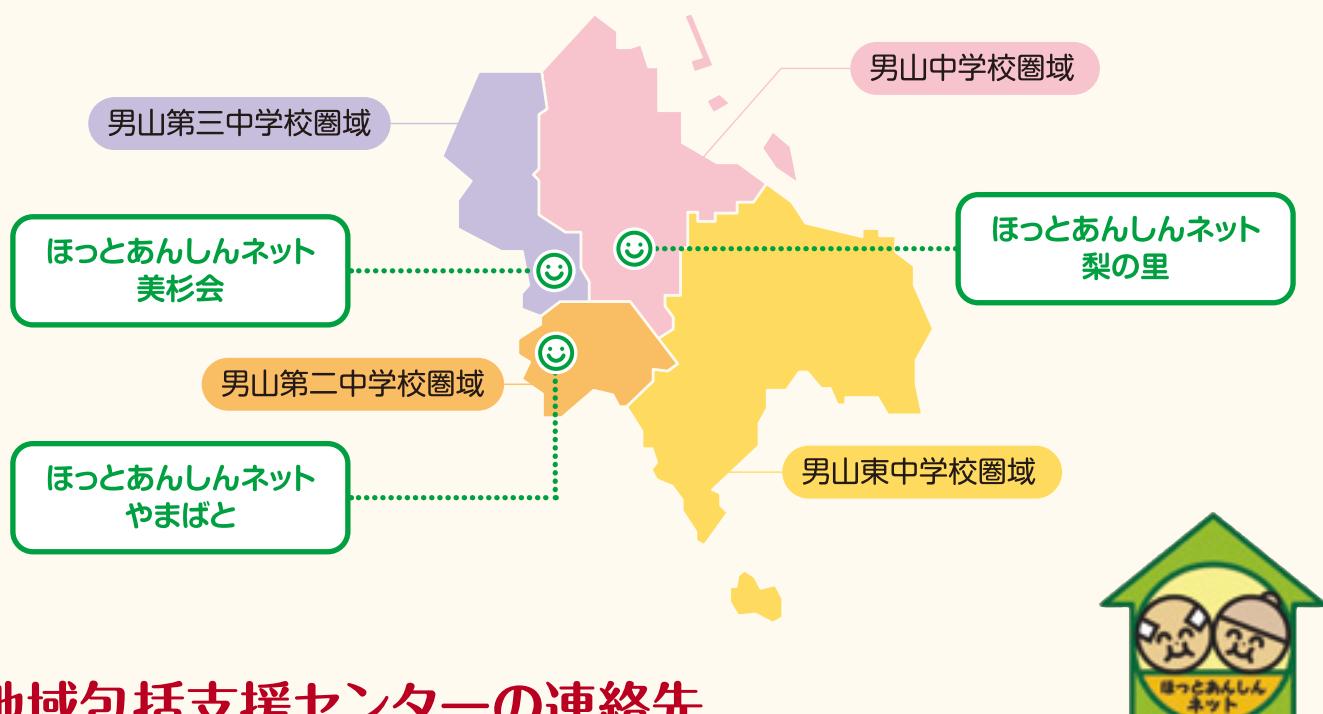
地域包括支援センターの役割、連絡先

ほっとあんしんネット（八幡市地域包括支援センター）の業務内容

保健師・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）・社会福祉士などの専門職員が連携をして、次のような業務を行っています。

- ・高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- ・介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ・ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- ・高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業

日常生活圏域



地域包括支援センターの連絡先

高齢者に関する相談は下記へ

	担当地区	所在地	電話
ほっとあんしんネットやまばと	男山第二中学校圏域 男山東中学校圏域	八幡市男山金振 24 番地 1	982-8000
ほっとあんしんネット梨の里	男山中学校圏域	八幡市八幡柿木垣内 25 番地の 1	982-0125
ほっとあんしんネット美杉会	男山第三中学校圏域	八幡市男山泉 19 番地	971-3576



**八幡市高齢者健康福祉計画
介護保険事業計画（第6期）**

—概要版—

平成 27 年 3 月

発行：八幡市 編集：健康部 高齢介護課
〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 75 電話：075-983-1111（代表）